

○西いぶり広域連合の手数料等に関する条例

〔平成14年9月3日
条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）が処分する廃棄物及び徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分する廃棄物)

第2条 広域連合が設置するごみ処理施設（以下「処理施設」という。）において処分する廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 家庭系廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。）
- (2) 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。）

2 処理施設において受け入れる廃棄物の基準は、規則で定める。

(廃棄物処理手数料)

第3条 処理施設に前条に規定する廃棄物を直接搬入する場合における廃棄物処分手数料（以下「手数料」という。）の額は、10キログラムにつき180円とする。

2 前項の手数料の算定に当たり、廃棄物の量が10キログラムに満たないとき、又は廃棄物の量に10キログラム未満の端数があるときは、これを10キログラムとして計算する。

3 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第4条 広域連合長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、広域連合が処分する廃棄物及び徴収する手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第3条に規定する手数料の額については、この条例の施行前において現に西いぶり廃棄物処理広域連合規約（平成12年規約第1号）第2条に規定する関係市町村が徴収していた当該手数料に相当する手数料の額とする。

ただし、豊浦町又は洞爺村から廃棄物を直接搬入する場合の第3条第1項各号に規定する手数料の額は、豊浦町にあつてはそれぞれ100キログラムにつき370円、洞爺村にあつてはそれぞれ100キログラムにつき280円（100キログラムを超える場合は、その超える部分10キログラムにつき28円を加えた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成15年9月30日までの間におけるこの条例による改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合の手数料等に関する条例附則第2項の規定の適用については、「豊浦町又は洞爺村」とあるのは「洞爺村」と、「豊浦町にあつてはそれぞれ100キログラムにつき370円、洞爺村にあつてはそれぞれ」とあるのは「それぞれ」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合の手数料等に関する条例第3条の規定は、施行日以後に搬入された廃棄物の手数料について適用し、施行日前に搬入された廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 伊達市、壮瞥町及び洞爺湖町から直接搬入する場合におけるこの条例による改正後の第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「180円」とあるのは、それぞれ同表右欄に定める額とする。

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで	50円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	60円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	70円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	80円
令和10年4月1日以降	90円